

※このお知らせは児童発達支援の支給決定をお持ちの方へのお知らせです。
現在利用しておられない方、今年度は対象外の方にもお渡しています。

2019年10月1日から

3歳から5歳までの子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

下記のサービスについて、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から入学前まで」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの子ども

- ※ 利用者負担以外の費用（おやつ代や活動材料費などの現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。
- ※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
- ※ ご家族の中に、対象とならないきょうだいがいる場合は、対象の子どもの分のみが無償となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

受給者証は、次の更新のときに変更しますので、それまでにご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問合せ先：京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課

TEL: 075-746-7625